

京都観光に関する市民意識調査 実施業務 仕様書

1 業務委託名

京都観光に関する市民意識調査 実施業務

2 目的

本市では令和3年3月に「京都観光振興計画2025」を策定し、持続可能な観光を目指した取組を進めている。

持続可能な観光の実現に向けては、市民生活と観光の調和や、観光による地域への更なる貢献等により市民の満足度や豊かさの向上を図っていくことが重要であり、現在、観光政策の基礎資料としている「京都観光総合調査」において実施している観光客に対する満足度の調査に加え、市民の京都観光に対する意識等を把握していく必要がある。

以上のことから、「京都観光に関する市民意識調査」として、京都観光に対する市民意識（市民と観光客の関わり、京都観光が市民にもたらす影響等）を調査する。

3 委託業務の内容

京都観光に対する市民意識について、調査・分析を行う。

(1) 調査手法

調査の継続性の観点から、郵送による調査を基本とし、加えて必要なサンプル数を確保できるよう創意工夫を図り、適切に調査を実施すること。

(2) サンプル数

回答者の居住する行政区、年齢、性別、職業等での比較・分析を行えるようにサンプル数を確保すること。

なお、回答者の居住する行政区、年齢、性別については、可能な限り、各区分における京都市の人口の割合を考慮した分析が行えるように、必要なサンプル数を確保すること。

(3) 調査内容

調査内容（設問項目）については、京都市が令和5年に実施した「京都観光に関する市民意識調査」の内容をベース※とする。

※ 設問項目の詳細は、調査の実施に当たり受注者と協議のうえ決定するものとする。

(4) 分析

「京都観光振興計画2025」の内容を理解したうえ、同計画に係る指標及び目標値を踏まえた分析を行うこと。

（参考）「京都観光振興計画2025」について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000283682.html>

4 納品先

上記3の集計・分析結果について、報告書及び電子データを提出すること。

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル7階

京都市産業観光局観光MICE推進室

5 委託金額

委託料には、調査・資料作成に係る印刷費及びその他通信運搬費等一式を含む。

6 スケジュール（予定）

令和6年	7月	委託契約締結
令和6年	～8月	調査の実施に向けた調整等
令和6年	9月頃	市民意識調査実施
令和6年	11月頃	調査・分析結果等納品

7 業務の実施

(1) 実施体制

本業務を確実に履行できる体制を設けること。

(2) 業務の完了報告

業務が完了したときは、発注者が定める方法により、業務完了報告書を提出すること。

なお、業務の完了とは、作成した上記3の集計・分析結果を上記4で定めるとおり提出することによって終了する。

8 留意事項

- (1) 発注者の担当者との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進捗状況については、発注者の担当者と協議し、指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により、得られた成果物等の著作権、著作権等の一切の権利は発注者に帰属する。
- (4) 本仕様書に定めがない事項については、発注者の担当者と協議し、その指示に従うこと。